



平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会社名 太平電業株式会社
代表者 代表取締役社長 藤澤 良博
(コード番号 1968 東証・大証第1部)
問合せ先 執行役員経理部長 光富 勉
(.03 - 5213 - 7211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月23日開催の取締役会におきまして、定款の一部変更に関し、平成18年6月29日開催予定の第66回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第19条(取締役会の設置)、第30条(監査役および監査役会の設置)、第39条(会計監査人の設置)を新設するものであります。
- (2) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第8条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第10条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。
- (4) 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるよう対応し、コスト削減に資することができるよう、第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (5) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第27条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (6) 会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第38条(社外監査役の責任免除)を新設するものであります。
- (7) 会社法第459条第1項および第460条の規定に従い、剰余金の配当等を取締役会の権限とし、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう、第44条(剰余金の配当等)を新設するものであります。

(8) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

(9) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

(10) 上記各変更に伴う条数の変更等条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (省 略)	第 1 条 (現行通り)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、 <u>次</u> の事業を営むことを目的とする。
1. <u>発電及び変電設備の設計並びに施工</u>	(1) <u>発電および変電設備の設計ならびに施工</u>
2. <u>土木工事及び建築工事の設計並びに施工</u>	(2) <u>土木工事および建築工事の設計ならびに施工</u>
3. <u>鉱山、化学機械設備及び清掃施設の設計並びに施工</u>	(3) <u>鉱山、化学機械設備および清掃施設の設計ならびに施工</u>
4. <u>電気通信設備、送配電線路、動力線及び屋内線の設計並びに施工</u>	(4) <u>電気通信設備、送配電線路、動力線および屋内線の設計ならびに施工</u>
5. (省 略)	(5) (現行通り)
6. <u>電気及び化学工業用機器の製作、修理並びに販売</u>	(6) <u>電気および化学工業用機器の製作、修理ならびに販売</u>
7. <u>自動車及び建設機械等の修理並びに販売</u>	(7) <u>自動車および建設機械等の修理ならびに販売</u>
8. (省 略)	(8) (現行通り)
9. (省 略)	(9) (現行通り)
第 3 条 (省 略)	第 3 条 (現行通り)
(公告の方法)	(公告方法)
第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する <u>方法により行う</u> 。
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(株式総数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 当社の発行する株式の総数は 138,959,000株とする。 <u>但し、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u>	第 5 条 当社の発行可能株式総数は、138,959,000株とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主及び実質株主は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し<u>売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)</u>することができる。</p> <p>2.<u>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> 2.<u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を<u>売り渡すこと(以下「買増し」という。)</u>を当社に請求することができる。 (削 除)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第10条 <u>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1)<u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2)<u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3)<u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4)<u>前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。<u>その選定は取締役会の決議による。</u> (新 設)</p> <p>2.当社の株主名簿、<u>実質株主名簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、单元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ当社では取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2.<u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u></p> <p>3.<u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株券の種類、<u>株式の名義書換、株券喪失登録、单元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式に関する事項は、この定款に定めるものの外取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社が発行する<u>株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2.<u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、<u>毎年 6 月に招集する。</u></p> <p>2.<u>前項の定時株主総会において議決権を行使すべき株主は、毎決算期現在の最終の株主名簿及び実質株主名簿記載または記録の株主とする。</u></p> <p>3.<u>第 1 項のほかに必要なときは、取締役会の決議をもってあらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</u></p> <p>4.<u>臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p>(議 長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は、<u>取締役社長があたる。</u></p> <p>2.<u>取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役があたる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、<u>臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2.<u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決 議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>出席株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。 (新 設)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当会社に<u>取締役 7 名以内を置く。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 取締役の選任は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u> (新 設)</p> <p>2. <u>取締役の選任は累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第19条 <u>当会社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社の<u>取締役は、7 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって<u>選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第19条 当会社を代表すべき取締役は、<u>取締役会の決議をもって定める。</u> (新 設) (新 設)</p> <p>(取締役会の招集) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の定める取締役が招集する。</u></p> <p>2.<u>前項の招集通知は、会日より2日前に各取締役及び各監査役に対して発する。但し急を要するときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 当会社は、<u>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u> 2.<u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u> 3.<u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> (削 除)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の2日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法) 第26条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則) 第21条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものの外、取締役会が定める取締役会規則による。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の員数) 第22条 <u>当社に監査役 4 名以内を置く。</u></p> <p>(監査役の選任) 第23条 <u>監査役の選任は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u> 第27条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会規則) 第28条 <u>取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p><u>(取締役の報酬等)</u> 第29条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u> 第30条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の員数) 第31条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任) 第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第24条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3. <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第25条 監査役会の招集通知は、<u>会日より2日前に各監査役に対して発する。但し急を要するときはこれを短縮することができる。</u></p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し、会日の2日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第26条 監査役会に関する事項は法令又は定款に定めるものの外、<u>監査役会の定める監査役会規則による。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、<u>法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
	<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第38条 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第 6 章 会計監査人</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の設置)</u> <u>第39条 当社は、会計監査人を置く。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の選任)</u> <u>第40条 会計監査人は、株主総会の決議によ</u> <u>って選任する。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の任期)</u> <u>第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以</u> <u>内に終了する事業年度のうち最終</u> <u>のものに関する定時株主総会終結</u> <u>の時までとする。</u> <u>2.会計監査人は、前項の定時株主総会</u> <u>において別段の決議がされなかつ</u> <u>たときは、当該定時株主総会におい</u> <u>て再任されたものとみなす。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の報酬等)</u> <u>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役</u> <u>が監査役会の同意を得て定める。</u>
<u>第 6 章 計 算</u>	<u>第 7 章 計 算</u>
(決算期) 第27条 当社の決算期は、毎年3月31日とする。	(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(新 設)	<u>(剰余金の配当等)</u> <u>第44条 当社は、取締役会の決議によっ</u> <u>て、会社法第459条第1項各号に掲</u> <u>げる事項を定めることができる。</u> <u>2.当社は、毎年3月31日の最終の株</u> <u>主名簿に記載または記録された株</u> <u>主または登録株式質権者に対して</u> <u>金銭による剰余金の配当(以下「配</u> <u>当金」という。)を行う。</u> <u>3.当社は、会社法第459条第1項各</u> <u>号に掲げる事項を株主総会の決議</u> <u>によっては定めない。</u>
(配当金) 第28条 株主配当金は、毎決算期現在の最終の株主名簿及び実質株主名簿記載または記録の株主に支払う。但し支払い確定の日より3年を経過しても受領されないときは、その配当金は当会社に帰属する。 2.未払配当金には利息を付けない。	(配当金の除斥期間) 第45条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2.未払の配当金には利息をつけない。